

養育費確保を サポートします

養育費について取り決めをしておくことはお子様の生活や将来のために大切なことです。

取り決める際には、養育費が支払われない場合に強制執行を利用することができるよう、公正証書等の公的書類を作成しておくことが大切です。

養育費確保サポート事業

対象者：宇部市に居住し、養育費などの取り決めの対象となる児童を養育している方

① 弁護士による法律相談

養育費などにかかわる相談を無料で応じます。

② 公正証書、調停、審判申立費用の補助

公証人手数料および調停・審判申立に係る費用を補助します。

③ 強制執行申立費用の補助

弁護士、司法書士に依頼した強制執行申立に係る費用を補助します。

④ 調停手続きの案内

家庭裁判所と市役所をオンラインでつなぎ、調停手続きの案内が受けられます。

事業の詳細は裏面をご覧ください。

ひとり親家庭等相談窓口 (宇部市役所 1 階⑩子ども・子育て窓口)

養育費や子育て、就労など、離婚前後のひとり親家庭の悩みに、母子・父子自立支援員が問題解決のお手伝いをします。プライバシーに配慮した個室も用意していますので、ご相談ください。

事前予約要

宇部市 こども政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL **0836-34-8331**

FAX 0836-22-6051

(平日午前8時30分～午後5時15分)

宇部市の養育費確保サポート事業

宇部市では、ひとり親家庭などの相談支援を専門に行う母子・父子自立支援員を配置しています。離婚に関することやその後の生活・就労に関することなど、様々なご相談をお受けして、一人ひとりにより添いながら支援します。

1. 弁護士による法律相談 ※ひとり親家庭等相談窓口での事前相談要(予約要)

養育費などにかかわる離婚前後に発生する諸問題について、弁護士の法律相談が無料で受けられます。

○相談時間: 1回30分 ※オンラインでの相談もできます

2. 公正証書、調停・審判申立費用の補助 ※ひとり親家庭等相談窓口での事前相談要(予約要)

(1) 対象者

養育費に関する公正証書等を作成された方

(2) 補助対象

- ①公正証書の取り決めに係る公証人手数料
- ②家庭裁判所の調停・審判申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、戸籍謄本発行手数料、非課税証明書発行手数料など

○必要書類: ①請求書(市様式) ②補助対象の領収書
③公正証書を作成したこと、または調停・審判を申立てたことを証明する書類の写し
④その他市長が必要と認めるもの

○提出期限: こども政策課窓口へ提出

3. 強制執行申立費用の補助 ※ひとり親家庭等相談窓口での事前相談要(予約要)

(1) 対象者

養育費の取り決めについて、一定の公的書類(債務名義)*を既にお持ちの方。

*公正証書(強制執行認諾条項付)または、調停調書・審判書・判決

(2) 補助対象

- ①強制執行申立にかかわる諸問題について、本事業担当弁護士による相談および本事業担当弁護士または司法書士の文書作成料
- ②第三者からの情報取得手続きおよび財産開示手続きの申立てに要する収入印紙代、予納郵便切手代、資格証明書取得費用(代表者事項証明書)など
- ③強制執行申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、必要書類取得費用

○必要書類: ①請求書(市様式) ②補助対象の領収書 ③補助対象の申立書等の写し
④その他市長が必要と認めるもの

○提出期限: こども政策課窓口へ提出

4. 調停手続きの案内 ※ひとり親家庭等相談窓口での事前相談要(予約要)

山口家庭裁判所と市役所をオンラインでつなぎ、家事調停(離婚、養育費請求など)に関する制度説明や手続き案内が受けられます。

宇部市 こども政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

※予約や事前の相談が必要です。あらかじめお電話ください。

TEL 0836-34-8331 FAX 0836-22-6051
(平日午前8時30分～午後5時15分)